

◇入院のご案内◇



tms 医療法人社団 城東桐和会
TAMAGAWA UNIVERSAL MEDICAL SERVICE **タムス市川リハビリテーション病院**

理 念

市川で寄り添うリハビリテーション

基本方針

1. 患者権利の尊重

患者さんひとり一人の価値観を尊重した医療を提供します。

2. 医療の質の向上

安心して安全な治療を行なえるよう、常に質の高い医療技術の習得に心がけます。

3. 想いやりの精神

あんしんとまごころの医療サービスを行なえるよう、想いやりの精神を大切にします。

患者の権利

1. 人間としての人格を尊重され、良質な医療を公正に受ける権利があります
患者さんはだれでも、検査や治療に関して一人の人間として人格を尊重され、安全かつ適切な医療を公正に受ける権利があります
2. 十分な説明と必要な情報を受け取る権利があります
患者さんはだれでも、検査や治療の必要性と危険性について十分な説明と情報を受ける権利があります。また、代わる他の治療方法の有無などについても情報の提供を受ける権利があります
3. 自らの意思で選択・決定する権利があります
患者さんはだれでも、受ける検査や治療を自己決定する権利があります。また、望まない医療を拒否する権利があります。そのため、自らの診療情報の開示や他の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。また、自分から医療機関や医療者を自由に選択する権利があります
4. 個人情報やプライバシーが保護される権利があります
患者さんはだれでも、診療過程で生まれる自らの個人情報とプライバシーが守られる権利があります

患者の責務

1. 正確な情報を医療提供者に伝える責務があります
患者さんはだれでも、医療提供者に的確な判断をしてもらうため、自らの健康に関する情報をできる限り正確に伝える責務があります
2. 疾病に関して医療提供者と協力して真剣に取り組む責務があります
患者さんはだれでも、検査や治療について医療提供者と協力し意欲を持って取り組む責務があります
3. 医療環境づくりに協力する責務があります
患者さんはだれでも、他のすべての患者さんが医療を公正に受けられるよう、病院の規則や病院職員の指示を守る責務があります
4. 社会的ルールを守る責務があります
患者さんはだれでも、保険制度のルールを遵守し、医療費を適正に支払う責務があります

入院手続きについて

1. 入院当日

事前に指定した時間に入院受付（1階）にお越しください。

2. 入院時の持ち物

- 印鑑（患者様・保証人様）
- 入院保証金10万円（現金のみ）
- 健康保険証 ※1
- 各種医療券（高齢者受給者証・特定疾患受給者証・医療保険標準負担減額認定証など） ※1
- 介護保険証（該当者のみ）
- 入院申込書兼誓約書・各種同意書（ご本人様及び保証人様2名のサインをしていただきます）
- 退院証明書
- お薬手帳、及び現在投薬を受けているお薬
- 上履き
- マスク
- 充電式電気かみそり、又はT字剃刀（替え刃式では無いもの）（男性のみ） ※2
- 爪切り ※2
- イヤホン（テレビを見る方のみ） ※2
- 時計 ※2

※1 入院中に保険証や医療券が変更になったり、有効期限が切れたりした場合には速やかに1階受付にご提示ください。

※2 持ち込みになる身の回りの物には1つずつ記名を頂けますよう、ご協力お願いいたします。

面会について

現在、当面の間、新型コロナウイルス感染防止対策の為、WEB面会のみにて実施中です。

当院の1階 面会スペースにてiPadを利用して行っております。（事前予約制）

全 日 9：00～11：00、14：30～17：00

- 面会日時希望の2日前までに電話もしくは窓口にてお申込み下さい。スケジュール調整後、再度当院よりご連絡いたします。
- 来院時は必ずマスク着用となります。また、体温37.5℃以上・風邪症状等の体調異常がある場合は面会をお断りする場合がございます。ご了承ください。

入院費について

1. 入院費

- 当院は保険指定医療機関です。保健医療機関及び保健医療担当規則に基づいた保険診療を行っています。
- アメニティ・費用徴収病床・オムツ代は自費請求となります。

請求例

	項目	1日当たり	1ヶ月当たり	備考
保険請求	医療一部負担金	医療負担1割～3割		P4の項目をご参照ください。
	食事負担金	300円～1,380円	9,300～42,780円	
	光熱水費 (65歳以上の方)	370円	11,470円	
自費請求	セットリース (日用生活品込)	1,210円 (税抜1,100円)	37,510円 (税抜34,100円)	詳細・内容はアメニティ申込書をご参照下さい。
	パッド・オムツ代	99円～330円 (税抜90円～300円)	約31,000円	使用枚数によって異なります。
	有料室料	2人室及び4人室： 1,210円 (税抜1,100円) 個室： 9,900円 (税抜9,000円)	2人室及び4人室： 37,510円 (税抜34,100円) 個室： 306,900円 (税抜279,000円)	お部屋により室料設備 (テレビ・冷蔵庫) 等が含まれます。

2. お支払方法

- 当院は月締め請求です。当月初日から末日迄の合計金額を翌月の15日前後に発送致します。
- 上記の請求に対し、毎月26日に預金口座振替依頼書・自動振込み利用申込書に記入して頂いた口座より引き落としとなります。引き落とし確認後、領収書を発送致します。
※引き落としの登録が完了するまでは、振込みまたは窓口でのお支払いとなります。
- 退院時のお支払につきましては、**当日窓口にてお支払い**をお願い致します。
- 支払いに関しまして現金もしくはクレジットカードでのお支払いをお願い致します。
対象となるクレジットカードはJCB・VISA・MASTERCARD・AMERICAN EXPRESS・Diners Club・DISCOVERとなります。

3. 保証金について

- 入院保証金は退院時に精算させて頂きます。入院時にお渡しする預かり証が必要となります。

4. 診断書・証明書について

- 入院に関する診断書や証明書が必要な場合は、1階受付にお申し付けください。
- 文書代は別途ご料金が発生します。詳しくは1階受付までお尋ねください。

◇参照◇

『70歳未満の方の医療自己負担額・食費』

所得区分	負担割合	自己負担限度額（外来+入院）/月	食費 1食あたり
ア	3割	252,600円+（医療費-842,000円）×1% ※4回目より⇒【140,100円】	460円
イ		167,400円+（医療費-558,000円）×1% ※4回目より⇒【93,000円】	
ウ		80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※4回目より⇒【44,400円】	
エ		57,600円 ※4回目より⇒【44,400円】	
オ		35,400円 ※4回目より⇒【24,600円】	90日以内の入院 210円 90日以上入院 160円

『70歳以上の方の医療負担限度額・食費』

所得区分	負担割合	自己負担限度額（入院）/月	食費 1食あたり	
現役並Ⅲ	3割負担	252,600円+（医療費-842,000円）×1% ※4回目より⇒【140,100円】	460円	
現役並Ⅱ		167,400円+（医療費-558,000円）×1% ※4回目より⇒【93,000円】		
現役並Ⅰ		80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※4回目より⇒【44,400円】		
一般	1又は2割負担	57,600円		
区分Ⅱ	1又は2割負担	24,600円	90日以内の入院	210円
			90日以上入院	160円
区分Ⅰ	1又は2割負担	15,000円	回復期病棟 対象疾患の場合	130円※老齢福祉年金受給者 100円
			上記以外の病棟の場合	100円

※「限度額適用認定証」発行の手続き等は、加入されている健康保険組合や国民健康保険等によって異なりますので各窓口までお問い合わせ下さい。発行後は、1階受付へご提示ください。

入院生活について

1. 医療・看護

- 医師による回診、看護師による健康管理を毎日行っております。
- 急性期の治療を有する状態となった場合は、転院していただき、転院先で適切な治療を受けていただく場合があります。

2. 歯科診療

入院期間中に治療が必要、または義歯の作成や修理等が必要になった場合は、提携している訪問歯科での対応となります。

- 歯科診療の費用は入院費とは別に訪問歯科外来として、別医療機関より別途費用を請求させていただきます。

3. 薬剤

- 当院はジェネリック医薬品を使用しております。転院後は当院採用薬へ処方変更致します。

4. 他院への受診

- 保険上、入院中に他院への受診やお薬の処方頂くことはできません。ご家族様だけの代理受診も同様です。やむを得ず必要な場合は、必ず主治医又は病棟看護師へご相談下さい。

5. 食事

朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

- 各フロアに患者様専用の給茶機をご用意しております。
- 医師・管理栄養士のもと、患者様の病状に適した栄養管理がされております。
- 飲食物のお持込は、病状により制限がある方もいらっしゃいますので病棟職員へご相談下さい。

6. 入浴

- 週2回以上の入浴または清拭を行います。病状により実施できない場合もございます。
- 座位がとれない方は機械浴をご用意しております。

7. 排泄/着替え/離床等

- 患者様の状況に応じて適切な介助を行います。
- 寝たきり防止、生活リズム考慮のため、できる限り離床に配慮します。
- 着衣等は衛生的に保つためリース（保険外）をご利用いただいております。

8. 理美容

- 1階に理美容室がございます。営業時間：火～金 9:30～。
ご利用希望の際には直接お店へご予約ください。

9. テレビ、冷蔵庫、Wi-Fi

- テレビおよび冷蔵庫、Wi-Fiにつきましては別途 PERS Pay の日額定額レンタルサービスをご契約の上ご利用ください。1日700円（税込み）。（詳細は別紙参照）

10. 携帯電話の使用について

- ご使用は可能ですが、通話（テレビ電話等）は、個室以外の方はデイルームでお願いしております。他の入院患者様のご迷惑にならないようマナーを守ってご利用下さい。
- その他電気製品の使用をご希望の方は病棟職員へご相談下さい。

11. 外出、外泊について

- 主治医の許可が必要となります。病棟看護師へお申し出ください。外出許可申請書の記入をお願いしております。

12. 駐車場について

- ご面会の方は地下の駐車場をご利用下さい。
- 駐車料金：無料

入院中のお願い

- 入院中は、治療・療養に専念し、主治医（担当医）、コメディカルの指示に従っていただきます。なお病状により病室が変わることがありますのでご了承ください。
- 院内における写真撮影や決められた場所以外でのテレビ電話はご遠慮下さい。
- 当院は基本的にネームプレートで病室・ベッド明示をしております。
- 院内では、静粛・清潔・整頓にご協力ください。
- 飲酒、喫煙は禁止しております。
- 刃物類、火気のお持ち込みはご遠慮ください。
- 床頭台に貴重品入れ（セーフティーボックス）をご用意しておりますが、自己管理となりますので貴重品（現金、貴金属、通帳、印鑑、各種カード類 等）のお持ち込みは、できるだけ少なくしていただきますようお願いいたします。
※病院施設内での盗難、紛失等につきましては一切の責任を負いかねます。
なお、鍵の紛失時には1,210円（税込み）を徴収させていただきます。
鍵の取り扱いにご注意ください。
- ご本人が物品の破損をした場合、当方の過失が認められない時はご家族様で弁償していただく場合もございます。
- 非常時にはエレベーターは絶対に使用しないでください。非常放送及び職員の指示に従って落ち着いて行動して下さい。
- 当院では、患者様・ご家族様からのお心遣い・贈り物は一切お断りいたします。
- 院内でのいかなる身体的暴力や暴言、セクシャルハラスメント等は一切許容いたしません。ご入院中にこれらの行為を行った場合は、退院勧告いたします。
- 患者様への食べ物の持ち込みや差し入れの際には、主治医への許可が必要ですので必ず病棟スタッフへお声掛けください。
また、患者様同士の食べ物のやり取りもお控えください。

相談・苦情について

■苦情等につきましては、下記にて受け付けております。

苦情の受付先	連絡先	受付時間
タムス市川リハビリテーション病院 「患者サポート窓口」	047-320-7111	9:00~17:00
市川市役所	047-334-1111	9:00~17:00
高齢者サポートセンター大柏	047-338-6595	9:00~17:00
千葉県医療安全相談センター 「患者の声相談窓口」	043-223-3636	月~金 9:00~12:00 13:00~16:30

■その他入院生活での不安やご相談等は医療ソーシャルワーカーまでご相談下さい。

地域連携室	
受付時間	9:00~17:30
受付場所	タムス市川リハビリテーション病院
直通電話	047-339-7530

タムス市川リハビリテーション病院入院規定

第1条（目的）

医療法人社団城東桐和会 タムス市川リハビリテーション病院（以下、病院）は、診療を受けようとするもの、及びその関係者（以下、患者）に対し、入院、診療、日常品の提供その他これに付随する役務を提供します。

第2条（期間）

本規定は、入院日に開始し、第12条が規定するときに終了します。

第3条（施設の管理・運営）

病院は、法令が定める基準に従って職員を適切に配置し、病院の適正な運営に努めます。

- 2 患者は、病院が前項の目的を達成するのに必要な範囲で、病院の職員の指示に従い、役務の提供を受けます。
- 3 当院は、患者の病状により、その判断で患者の入院病室を変更することができます。ただし、患者が特別療養環境室に入院している場合は、病院は、患者又は身元引受人の同意がない限り、患者の入院病室を変更することができません。

第4条（面会）

現在、当面の間、新型コロナウイルス感染防止対策の為、WEB面会のみにて実施中です。

当院の1階 面会スペースにてiPadを利用して行っております。（事前予約制）

全 日 9：00～11：00、14：30～17：00

ただし、病院が判断したときは、この限りではありません。（病院が許可したときは、その他の時間帯も含まれます。）

第5条（待機）

患者は病院の許可を得たときは、前条の面会時間外であっても、第三者を患者の入院病室又は病棟内に待機させることができます。

第6条（秘密の保持）

病院は、正当な理由なく、第三者に対し、業務遂行に関して知った患者及びその関係者の秘密を開示又は漏洩しません。

- 2 前項の規定は、退院後も同様とします。

第7条（利用料金）

患者は、病院に対し、本条の定めに従い、入院料、診療費（保険適用診療については、その窓口負担部分に限る。）、日常品等の購入費その他の諸経費（以下、全てを合わせて「利用料金」といいます。）を支払います。

- 2 利用料金は、毎月1日から末日までに提供された役務の内容に基づいて決定され、病院は、患者に対し、翌月18日頃までにその合計金額及び内訳金額を通知します。
- 3 患者は、前項の通知を受けた後、病院に対し、前項の金額を毎月26日（同日が休日又は土曜日に当たるときは、直後の銀行営業日）付けで自らが指定する銀行預金口座からの引き落としの方法により支払います。（または、通知を受けた後14日以内に、現金・口座振込・クレジットにて支払います。）
- 4 病院は、患者から利用料金の支払いを受領したときは、その都度領収書を発行し、これを患者に対して交付します。

5 患者は、第1項の利用料金を第3項の期日までに支払わなかったときは、病院に対し、当該利用料金に加え、これに対する遅滞の日の翌日から支払済みに至るまで年6分の割合による遅延損害金も合わせて支払います。

6 病院は、公租公課の変更、経済事情の変動、診療報酬制度の改定等の事情が生じたときには、利用料金を増額することができるものとし、患者、身元引受人及び連帯保証人は、これに同意します。

第8条（保証金の授受）

患者は、本規程に基づいて患者が病院に対する一切の債務を担保するため、本日、病院に対し、保証金として金十万円を交付し、病院は、これを受領致します。

2 前項の保証金には、利息は付きません。

3 保証金は退院時、病院にて返還いたします。

第9条（相殺）

患者が利用料金その他本規定に基づいて患者が病院に対して負担する債務の支払を怠ったときは、当院は、患者に対し、未払債権と保証金返還債務とを対等額で相殺することができ、患者は、これについて異議を述べません。

第10条（遵守事項）

患者は、本規定期間中は、以下の各事項を順守します。

i 病院が必要と認めたときは、速やかに医師による診察を受け、その一切の指示（予防接種を受けることその他の医療行為も含まれます。）に従います。

ii 病院の承諾なく外出しません。

iii 病院の承諾なく病室内部にペットは持ち込みません。

iv 上記各事項のほか、他の患者及びその関係者並びに病院の関係者に対して迷惑となる行為はしません。

第11条（連帯保証人の義務）

身元引受人及び連帯保証人は、患者が本規定に基づいて病院に対して負担する一切の債務（第16条2項により発生する病院以外の者に対する債務も含む。）を患者と連帯して入院誓約時の極度額（200万円）まで保証します。

2 身元引受人は、病院から求めがあったときは、患者の身元引受人として、即時に患者の身元を引き受けます。

3 身元引受人及び連帯保証人は、病院に対し、氏名、住所、電話番号、FAX番号、勤務先等が変わったときには速やかにこれを通知し、常時病院との連絡が繋がるようにします。

第12条（退院）

患者若しくはその関係者又は患者の主治医からの申し出に基づき、タムス市川リハビリテーション病院長が、家族の病状が入院治療を要しないまでに回復したと認めたときは退院となります。

2 以下の一に該当する事由が発生したときは、病院は、即時に本規定を解除することができます。

i 患者が正当な理由なく第7条3項の期日までに利用料金の支払いを行わず、かつ、病院による催告到達後14日間以内にこれを支払わなかったとき

ii 患者が当院若しくはその関係者の円滑な業務の遂行を妨げる行為（言動を含む。後段においても同じ。）、又は病院の利用者若しくはその関係者に著しい迷惑をかける行為に及んだとき

iii 前各号に掲げるものの外、甲が本契約を継続し難い著しい背信行為を行ったとき

iv 病院がタムス市川リハビリテーション病院を閉鎖又は縮小し、患者を収容することが困難となったとき

第13条（退院時の援助）

病院は、患者が退院する際には、必要に応じ、患者及びその関係者の要望、退院後の環境等を勘案し、他の病院への転院及び介護保険施設等への転床が行われるよう必要な援助を行うものとします。

第14条（原状回復義務）

患者は、病院に対し、病室を原状に復した上で明け渡します。

- 2 病院は、退院したときは病院内に残置してある患者の管理物（以下「残置物」といいます。）を善良なる管理者の注意をもって保管し、速やかに患者又は身元引受人に対して引き取りを要求します。
- 3 患者又は身元引受人は、前項の知らせを受けたときには、速やかに残置物を引き取ります。
- 4 患者若しくは身元引受人が前項の義務に違反したとき又は患者及び身元引受人と連絡が取れないときは、患者及び身元引受人並びに同人らの承継人は、残置物の所有権を放棄したものとし、病院がこれを処分することについて異議を述べません。

第15条（保証金の返還）

退院時、病院は、利用料金、遅延損害金、損害賠償金、原状回復費用、その患者が本規程に基づいて負担する一切の債務のうち、未払いとなっているものを保証金から控除して清算した上、残額が確定してから3か月以内にこれを返還します。

第16条（賠償責任）

病院は、本サービスの提供に当たり、その責めに帰すべき事由により患者の生命、身体又は財産に損害を加えたときは、患者に対し、その損害を賠償します。

- 2 患者が病院若しくはその関係者又は病院の利用者若しくはその関係者に損害を与えたときは、患者、身元引受人及び連帯保証人は、損害を被った者に対し、連帯してその損害を賠償します。損害を被った者が病院以外であるときは、患者、身元引受人及び連帯保証人は、当該被害者と直接折衝するものとし、病院に対して迷惑をかけません。

第17条（相談等の受付）

患者は、入院中、病院が設置した窓口に相談の申出及び苦情等の申立てをすることができ、病院は、これに真摯に対応するものとします。

第18条（本規程に定めのない事項）

患者、病院、身元引受人及び連帯保証人は、相互に信義誠実の原則に従い、本規定の内容を誓約するものとします。

- 2 患者、病院、身元引受人及び連帯保証人は、本規程に定めのない事項については、協議の上決定するものとします。

第19条（裁判管轄）

患者、病院、身元引受人及び連帯保証人は、本規定の内容に関して訴訟を提起するときは、東京地方裁判所を第1審の裁判所とすることに合意します。